

公益財団法人愛知県スポーツ協会資産管理運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）における資産の管理及び運用について、定款の定めに基づき、基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象資産)

第2条 この規程の対象となる資産は、基本財産及び普通財産とする。

(資産運用責任者)

第3条 協会の資産運用の最高責任者は、理事長とする。

2 理事長は、理事の中から資産運用執行責任者を任命することができる。

(基本方針)

第4条 協会の資産運用については、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び定款の定めるところに従い、協会のために忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るとともに、適正な運用に努めなければならない。

(運用の原則)

第5条 第2条に規定する資産の運用対象は次のとおりとし、元本が保証されたものでなければならない。

- (1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
- (2) 国債、地方債、政府保証債
- (3) 円建て債券
- (4) 非居住者円建て債券

2 前項の規定にかかわらず、理事会が第5条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる運用対象以外のものに運用することができる。

3 基本財産を運用する有価証券は、原則としてその満期日まで保有するものとする。

(金融機関の選定)

第6条 資産の預託先金融機関の選定においては、健全性、収益性、流動性及び格付け機関による格付け等を総合的に判断して決定する。

(資産運用会議)

第7条 本規程に基づく資産運用を適正に実施するため、資産運用会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、資産管理運用執行責任者、事務局長、事務局次長始め主任級以上の職員及び担当で構成する。
- 3 会議の議長は事務局長とする。
- 4 会議は年1回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。
- 5 事務局長は、当該会議の結果について理事長に決裁を受けるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年度定時評議員会（平成27年6月17日）から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。